

今月の税務トピックス (財産債務調書制度等の見直し)



税理士 宮森俊樹

(税理士法人右山事務所 所長)

はじめに

財産債務調書の提出義務者は、「所得金額2千万円超」かつ「総資産3億円以上」又は「保有有価証券等1億円以上」とされているため、課税当局において所得金額2千万円以下の高額の資産保有者の資産の異動状況等が十分に把握できないことが問題視されていました。

令和4年度税制改正では、高額の資産保有者の資産の保有状況等を把握するために財産債務調書の提出義務者が見直されました。

本稿では、改正前・改正後の制度の概要と実務上の留意点について解説します。

I 改正前制度の概要

所得税の確定申告書を提出すべき者は、その年分の総所得金額及び山林所得金額の合計額が2千万円を超え、かつ、その年の12月31日においてその価額の合計額が3億円以上の財産又は1億円以上の国外転出特例対象財産を有する場合には、その財産の種類、数量及び価額並びに債務の金額その他必要な事項を記載した調書（以下「財産債務調書」といいます。）を、翌年の3月15日までに、所轄税務署長に提出しなければなりません。

なお、「国外転出特例対象財産」とは、「出国時の譲渡所得課税の特例（措法60の2①②）」に規定する有価証券等、未決済信用取引等及び未決済デリバティブ取引に係る権利とされます。

II 令和4年度税制改正

1 提出義務者の見直し

提出義務者等の事務負担の軽減等の観点から、上記Iに掲げる財産債務調書の提出義務者（所得基準：所得2,000万円超、かつ、財産基準：総資産3億円以上又は有価証券等1億円以上）のほか、その年の12月31日において有する財産の価額の合計額が10億円以上である居住者（所得基準なし）が提出義務者に追加されました（国外送金等調書法6の2③）。

2 提出期限の見直し

財産債務調書に記載すべき保有資産の種

類・数量・価額を正確に算出・記載することが容易でないことが勘案され、その提出期限がその年の翌年の6月30日（改正前：その年の翌年の3月15日）とされました。

3 記載省略の範囲の拡大

財産債務調書への記載事項を簡略化する運用上の見直しが行われました。具体的な記載事項の簡略化は、次のとおりとされます（国外送金等調通達6の2-6）。

- ① 「その他の動産の区分に該当する家庭用動産（現金・美術品等を除きます。）」の取得価額の基準が300万円未満（改正前：100万円未満）に引き上げられたこと。
- ② 預貯金のうち1口の預入高が50万円未満のものは、預入高に代えて口座番号を記載することができること。
- ③ 所得税の確定申告書に添付すべき収支内訳書又は所得税の青色申告書に添付すべき青色決算書の「減価償却費の計算」欄に減価償却資産として記載されているものについては、その減価償却資産の価額の総額を記載することができること。

4 適用関係

上記1から3の改正は、令和5年分以後に提出すべき財産債務調書について適用され、同日前に提出すべき財産債務調書については、なお従前の例によります（令和4年改正法附則72①）。

おわりに

平成27年度税制改正後は、税務職員に対して財産債務調書に対する質問検査権が認められています。提出義務者においては、不提出の場合又は不十分な記載事項となっている場合には、税務調査の対象となる旨及び過少申告加算税又は無申告加算税の加重措置（5%）の規定がある旨の説明が必要となりますので留意して下さい。

※「今月の税務トピックス」の無断転載・複製を固く禁じます。